平成 25 年 7 月 19 日

各　　位

会 社 名　第一稀元素化学工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　井上　剛
（コード番号４０８２　東証第二部）
問合せ先　総務部長　水野　貴雄
TEL.（０６）６６８２－１２６１

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第３１条および第４２条の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．社外取締役及び社外監査役の氏名
・社外取締役　堀内　哲夫
・社外監査役　西井　信博
・社外監査役　津田　佳典

２．責任限定契約の締結日
平成 25 年 7 月 19 日

３．責任限定契約締結の根拠
当社定款
(1)第 31 条（社外取締役との責任限定契約）
当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第４２３条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(2)第 42 条（社外監査役との責任限定契約）
当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第４２３条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

４．開示理由
当社は、平成 25 年５月 27 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を可能にし、また社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を、当社第 57 回定時株主総会に付議し、当該議案の原案どおり承認可決にともない、本日上記の社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結いたしました。

以上